

公 告

令和8年(2026年)3月2日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-151
(2) 件 名	蒜山振興局自家用電気工作物保安管理業務
(3) 履行場所	真庭市蒜山下福田地内
(4) 履行期限	令和14年 3月31日
(5) 業務概要	・受電電圧 6600V ・設備容量 250KVA ・最大電力 165KVA ・自家発電定格電圧 220KVA ・自家発電定格出力 84KVA ・定期点検業務一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	機械設備等保守(電気設備)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月23日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課【TEL】0867-66-2511へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月11日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	蒜山振興局地域振興課【メール】chiiki_hz@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月23日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月23日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月24日 14時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市蒜山振興局地域振興課

TEL 0867-66-2511 / FAX 0867-66-4401

蒜山振興局自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 業務名称 蒜山振興局自家用電気工作物保守管理業務
- 2 場 所 真庭市蒜山下福田 305 番地 地内
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで（6年間）
- 4 設備内容
 - (1) 設備容量 250KVA
 - (2) 最大電力 165KW
 - (3) 受電電圧 6,600V
 - (4) 非常用予備発電装置 ディーゼル 1 台
電機定格容量 105KVA
発電機定格出力 84KW
電機定格電圧 220V
- 5 業務内容
別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」のとおり

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(委託業務の内容)

第1条 乙が実施する保安管理業務は、「自家用電気工作物保安管理業務委託契約書」(以下「契約書」という。)第1条に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、乙は甲の保安規程に基づいて業務を自ら実施するものとします。

2 乙が定例的に実施する保安管理業務(以下「定例業務」という。)は、次の各号によるものとします。

(1) 契約書第1条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は、別紙1「点検、測定及び試験の基準」のとおり)を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指示又は助言を行うものとします。ただし、別紙1の5「点検又は試験等の一部を実施しない項目」に該当する自家用電気工作物であって、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではないものとします。

(2) 定期的に行う点検の頻度は次のとおりとします。

なお、年次点検Bを実施した翌年度から起算して3年以内に、次回年次点検Bを行うものとします。

月次点検	需要設備		隔月1回
	発電設備		—
			—
			—
	配電線路		—
年次点検	年次点検A	無	3年に2回
	年次点検A新方式	有	
	年次点検B		3年に1回

(3) 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中の点検は、別紙1の4.(1)「工事に関する点検、測定及び試験項目」、月次点検及び年次点検は、別紙1の4.(2)「維持、運用に関する点検、測定及び試験項目」により行い、外部点検の結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合には、修理、改造等を甲に指示又は助言を行うものとします。

なお、工事期間中の点検は毎週1回以上の点検を行い、定例業務としては1カ月のうち初回を定例業務とします。

(4) 電気事故・故障の発生又は発生する恐れのある連絡を甲又はその従業員から受けた場合は、乙が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うものとします。又、乙は状況に応じ臨時点検を行い、乙は甲に対し応急措置を指示するとともに、再発防止についてとるべき措置の指示又は助言を行うものとします。

なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指示を行うものとします。

(5) 乙は、設置者及びその従業員に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合には、保安業務担当者等としての観点から点検を実施するものとします。

なお、保安業務担当者等とは、契約書第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者(以下「保安業務担当者」という。)及び電気事業法施行規則に定める要件に適合する者(以下「保安業務従事者」という。)をいいます。

(6) 電気事業法第107条第3項に定める立入り検査の立会を行うものとします。

(委託手数料)

第2条 甲が乙に支払う定例業務手数料は、契約書第2条第1項のとおりとします。

なお、定例業務手数料の内訳及び支払条件並びに期限については、別紙2のとおりとします。

- 2 甲が乙に支払う定例外業務に係る委託手数料は、定例外業務実施の都度、甲乙協議の上決定するものとします。
- 3 本契約の消滅又は変更した場合は、必要に応じて手数料の精算をするものとします。

(甲及び乙の協力と義務)

第3条 甲は、乙が保安全管理業務の実施にあたり、乙が指示、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置を行うものとします。

- 2 乙は、保安全管理業務を誠実にを行うものとします。

(甲及び乙相互の通知義務)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その具体的内容をただちに乙に通知するものとします。

- (1) 電気事故、その他電気工作物に異常が発生又は発生する恐れがある場合
 - (2) 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長に提出する場合
 - (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
 - (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
 - (6) 平常時及び事故、その他異常時における運転操作について定める場合
 - (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
 - (8) 責任分界点又は需要設備の構内(使用区域)を変更する場合
 - (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合(連絡責任者の変更など)
 - (10) 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - (11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
 - (12) 電気工作物に近接し、電気工作物以外の作業を行う場合
 - (13) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」という。)の電話連絡方式を設置しているものにあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合
 - (14) 発電所の運転を相当期間停止する場合又は発電所を長期期間停止の後、運転を開始する場合
 - (15) その他必要な場合
- 2 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
 - (1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法
 - (2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法
 - (3) その他必要な事項

(連絡責任者及び発電所担当者等)

第5条 甲は、当該事業場に設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための監視を行う者を定めるとともに、本契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者及び発電所担当者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

- 2 甲は、前項の連絡責任者及び発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者(以下連絡責任者、発電所担当者及びその代務者を併せて「連絡責任者」という。)を定め、速やかにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合には、速やかに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、連絡責任者を乙の行う保安全管理業務に立ち会わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合には、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとします。
- 6 発電所担当者は、日常における発電設備の起動及び停止操作が円滑に行い得るものとします。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 乙は、保安業務担当者には保安業務従事者をあてるものとします。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安全管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安全管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- 4 保安業務担当者等は、保安全管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲に提示するものとします。
- 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者等及び乙の事業所への連絡方法は、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではないものとします。

6 乙は、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合には、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うものとします。

(記録の確認等)

第7条 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

2 乙は、甲が実施した日常巡視結果について記録を確認し、指示、助言を行うものとします。

(記録の保存)

第8条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲の確認後、甲乙双方において3年間保存するものとします。

(損害賠償)

第9条 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は損害賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 本契約に基づき、甲乙協議した事項、若しくは乙が指示又は助言した事項について、甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又はこの契約に違反し、これによって損害を生じた場合
- (3) 第4条第1項に掲げる甲から乙への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) その他自然災害等、乙の責めによらない事由により損害を生じた場合

(備品等の整備)

第10条 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

(機密の保持及び個人情報保護)

第11条 乙は、業務上知り得た甲の情報を、甲の承諾なく他にもらさないものとします。

2 甲及び乙は、本契約に基づいて取得した個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとします。

(契約期間内の更改)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内に於いても本契約を更改することができるものとします。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 非常用予備蓄電池設備の群数を変更する場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 甲が保安規程を変更する場合

(契約の消滅)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約が消滅するものとします。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

(契約の解除)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、相互に本契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲乙いずれかが、本契約又は電気関連法令に定められた義務に違反し、他の一方が契約の本旨にしたがって業務の実施ができないと認めた場合
- (2) 甲が委託手数料の支払を遅滞した場合

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により本契約を解除しようとする場合は、1カ月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

(契約の失効)

第15条 契約書第1条に掲げる甲の自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の効力を失うものとします。

- (1) 本契約の対象である電気工作物が廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託承認を取り消された場合
- (3) 本契約の対象である電気工作物が一般電気工作物となった場合
- (4) 需要設備の受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (5) 発電所出力が2,000キロワット以上となった場合
(燃料電池発電設備については出力が1,000キロワット以上となった場合)
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合
- (7) 本契約の対象である電気工作物が第三者に譲渡された場合

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第16条 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、甲乙協議の上、速やかに改修するものとします。

- 2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとします。
- 3 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- 4 乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、本契約を解除することができるものとします。

(絶縁監視装置)

第17条 甲の需要設備に絶縁監視装置を設置する場合は、次の各号によるものとします。

- (1) 絶縁監視装置は乙が設置するものとし、設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担するものとします。
- (2) 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
- (3) 絶縁監視装置の情報を甲の加入電話回線を利用して自動的に乙の事業所に通報する場合、又は甲が乙に電話連絡する場合の電話料は、甲が負担するものとします。
- (4) 甲の電気工作物の変更等により絶縁監視装置が設置要件に適合しなくなった場合、及び電気工作物の未改修により絶縁不良が継続する等絶縁監視装置による監視が不能となった場合、並びに本契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を乙が撤去するものとします。
なお、その場合甲は、必要な停電等に関して協力するものとします。
- (5) 乙は、絶縁監視装置の設定値の確認及び試験卸による検知動作並びに甲からの警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差試験を年次点検時に行うものとします。
- (6) 乙は、絶縁監視装置の警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとします。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合には、甲に連絡し、乙は電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し、適切な処置を行うものとします。
- (7) 乙は、絶縁監視装置の警報の受信記録を3年間保存するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号を確約します。

- (1) 自ら又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下総称して「その役員等」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自ら又はその役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (3) 自らの再委託先若しくはその役員等又は契約履行のために自ら若しくはその再委託先が使用する従業員が、反社会的勢力ではないこと、又は反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 前号に違反していることが判明した場合は、当該再委託先との関係を速やかに遮断し、又は、当該従業員を契約の履行から速やかに排除するなど、適切な対応を行うこと。

- 2 甲及び乙は、前項第1号ないし第3号に違反することが判明した場合、相手方に速やかに報告するものとします。
- 3 甲及び乙は、相手方が第1項第1号、第2号及び第4号に違反する場合は、催告することなく契約を解除できるものとし、この場合、被解除者に損害が生じても、解除者はこれを一切賠償する責を負わないものとします。

(合意管轄)

第19条 甲及び乙は、本契約に関する紛争解決について、広島地方裁判所又は乙が選択する乙の事業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検業務の区分

- (1) 工事期間中の点検：設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。
- (2) 竣工検査：設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 月次点検：主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験をいう。
- (4) 年次点検 A：月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、測定及び試験をいう。
- (5) 年次点検 A 新方式：設備を運転した状態で行う年次点検 A の新方式をいう。
- (6) 年次点検 B：年次点検 A の点検項目に加え施設の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (7) 臨時点検：異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探究等をいう。

2. 点検の実施回数

- (1) 工事期間中の点検
工事期間中は毎週 1 回以上行うものとする。
- (2) 竣工検査
工事完成後実施するものとする。
- (3) 月次点検・年次点検
「経済産業省告示第 249 号」に基づき行い、このうち 1 年に 1 回以上は年次点検を行うものとする。ただし、高圧一括受電するマンションの住居部分については、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成 15・12・19 原院第 12 号）に基づき、4 年に 1 回以上行うものとする。
 - ① 年次点検 A は、3 年に 2 回行うものとする。
 - ② 年次点検 A 新方式は、3 年に 2 回行うものとする。
 - ③ 年次点検 B は、3 年に 1 回行うものとする。※ 年次点検 B を実施した翌年度から起算して 3 年以内に、次回年次点検 B を行うものとする。
- (4) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4. 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
受 電 設 備 （ 二 次 受 電 設 備 を 含 む ）	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
	遮断器、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
漏えい電流測定			○	
受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	電圧・電流測定		○	
	絶縁抵抗測定		○ ※6	
	継電器動作特性試験		○	
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
発電設備（非常用予備発電設備を含む）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		始動・停止試験		○
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		発電電圧・周波数等測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重・液温測定		○
	充電装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

※ 1 絶縁抵抗測定には絶縁耐力試験を含む。

※ 6 制御回路については測定を省略することがある。

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検A	年次 点検B	臨時 点検
受 電 設 備 (二 次 受 電 設 備 を 含 む)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器動作特性試験			○	
		継電器との連動動作試験			○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3・6	○ ※6	
継電器動作特性試験				○		
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
	接地抵抗測定		○ ※4	○		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検 A	年次 点検 B	臨時 点検
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※ 2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※ 3	○	
		接地抵抗測定		○ ※ 4	○	
発電設備（非常用予備発電設備を含む）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		始動・停止試験	○ ※ 5	○ ※ 5	○ ※ 5	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
接地抵抗測定		○ ※ 4	○			
継電器動作特性試験			○			
継電器との連動動作試験			○			
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※ 3	○	
		接地抵抗測定		○ ※ 4	○	

※ 2 年次点検 A 新方式の場合は除く。

※ 3 年次点検 A 新方式の場合、高圧電路は部分放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガー等で実施する。

※ 4 過去の実績により、規定値を上回らない（前回の測定値が規定値の 75% 以下であること。）と判断される場合は、保安協会と協議して測定を延長（最長 2 年）することがある。

※ 5 風力発電設備は除く。

※ 6 制御回路については測定を省略することがある。

5. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。
2. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。
3. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。
4. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
5. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器。（密閉型防爆構造機器等）
6. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）に設置する自家用電気工作物。
7. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）に設置する自家用電気工作物。
8. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）に設置する自家用電気工作物。
9. 機密管理のため立入制限される場所（独居房等）に設置する自家用電気工作物。
10. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）に設置する自家用電気工作物。
11. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物。
12. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。
13. 住居者から入室許可をいただけない住居内の電気設備。